

特別弔慰金の支給対象者早見表

◆早見表の味方◆

質問に該当する場合は「はい」、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。

支給対象の可能性のある方は、お住まいの市区町村の援護担当課にご連絡ください。

スタート

戦没者等の死亡当時のご遺族ですか？

（支給対象者は、戦没者等の死亡当時既に生まれていた方に限ります。ただし、子については、戦没者等の死亡当時に胎児だった場合も含まれます）

いいえ

対象となりません

はい

令和7年4月1日時点で、順位が一番先のご遺族お一人に支給されます。

●同順位の方が複数いる場合は、代表して請求する方をお一人決めてください。

●令和7年4月1日時点で、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない方）がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者等から見た
あなたの続柄

① 子
ですか？

はい

対象の可能性が
あります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象の可能性が
あります
1 父母
2 孫
3 祖父母
4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計
関係、改氏婚、養子縁組の
有無等により、順番が入れ
替わります

いいえ

③ 上記以
外の三親等
内親族
（甥、姪等）
ですか？

はい

上記①または②の対象
者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者等と一年以上
生計関係を有していた

はい

対象の可能性が
あります

いいえ

対象となりません